

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成25年8月1日
【会社名】	KYCOMホールディングス株式会社
【英訳名】	KYCOM HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 勇雄
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役社長C.F.O. 小林 勇雄
【本店の所在の場所】	福井県福井市月見五丁目4番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長兼当社最高財務責任者C.F.O. 小林勇雄は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会平成23年3月30日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

尚、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長兼当社最高財務責任者C.F.O. 小林勇雄は、平成25年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価をいたしました。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、原則としてすべての事業拠点について評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。但し、金額的及び質的な重要性の観点から僅少であると判断した事業拠点については、評価の範囲から除外しております。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している子会社を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、即ち「売掛金」、「たな卸資産」、「売上高」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

更に、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加いたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

当社代表取締役社長兼当社最高財務責任者C.F.O. 小林勇雄は、平成25年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制を評価した結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社は、内部統制報告制度が導入された平成20年4月より、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、内部統制委員会を設置し、その統括管理の下に内部統制システムを構築してまいりました。従前の期末における外部監査人による内部統制の監査結果も有効であるとの評価でありましたが、平成25年3月期において過去の財務報告について以下の問題点が明らかになり、過年度の決算書類を訂正するとともに、平成20年3月期から平成25年3月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

- (1) 固定資産の減損会計の適用について不十分な点があった。
- (2) 関係会社株式及び販売目的ソフトウェアの評価にあたり、将来計画の見積りの十分な精査が行われていなかった。
- (3) 関連当事者との取引の開示について不十分な点があった。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算財務報告プロセスに関する内部統制及びたな卸資産に係る業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったと認識しております。

なお、開示すべき重要な不備については、本報告書提出時点において是正が完了しておりません。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- (1) コンプライアンス意識の醸成、強化
 - 法令遵守、企業倫理の徹底
 - 専門家活用の検討
 - 自己の業務に関する法令等の知識習得、社内規程類の周知徹底
- (2) 内部統制の更なる強化
 - 決算財務報告プロセスの見直し
 - 業務プロセスの厳格な運用
 - 社内規程類の見直し
 - 専門的知識獲得のための社員教育の推進
 - 決算作業の適正化、迅速化のための体制の見直し
- (3) 監査体制の見直し
 - 内部牽制、日常的モニタリングの徹底
 - 決算情報共有の迅速化
 - 専門家活用の検討

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。